

## 愛媛大学図書館における図書資料の譲渡に関する内規

（平成18年7月31日）  
図書館長決裁

（趣旨）

第1条 この内規は、愛媛大学図書館図書管理要項第11条第1項第4号に規定する譲渡に関する取扱いを定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この内規において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- （1）譲渡 引き続き研究・教育のため使用することを前提として図書を他の大学等へ引き渡すことをいう。
- （2）他の大学等 大学，研究所など，教育・学術研究を目的とする機関をいう。

（譲渡の条件）

第3条 国立大学法人愛媛大学（以下「本学」という。）の役員及び職員（以下「役職員」という。）が他の大学等へ転出する場合において、図書の譲渡を希望するときは、図書館委員会が次の各号の条件により、譲渡の可否を審議し、館長が決定する。ただし、譲渡先から譲り受けの同意が得られない図書は、譲渡対象としない。

- （1）その図書を当該役職員が引き続き使用することが、教育・学術研究上特に必要であると認められるとき。
- （2）本学において当該役職員以外には使用の予定がなく、譲渡によって本学の研究・教育に支障がないと認められるとき。
- （3）当該図書が著しく高価又は貴重図書でないとき。

（譲渡の価額）

第4条 譲渡は原則有償譲渡とし、対価は原簿記載の価額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる図書は無償で譲渡することができる。

- （1）役職員が寄附金，受託研究費及び共同研究費などの外部資金により取得した図書
- （2）運営費交付金により取得した図書のうち、国立大学法人，大学共同利用機関，独立行政法人国立高等専門学校並びに国，地方公共団体等の教育・研究機関に譲渡する図書

3 譲渡に要する費用は、原則として譲渡を受ける側の負担とする。

4 譲渡の価額と譲渡に要する費用について、前3項の規定により難しいときは、図書館委員会で別に定めることができる。

（譲渡申請の手続き及び必要書類）

第5条 譲渡の手続きは、次の各号に定めるところにより行う。

- （1）譲渡を希望する役職員（以下「譲渡希望者」という。）は、希望する図書のリストを学部においては所属学科の長，大学院においては所属専攻の長，各センター等においてはセンター長等に提出し承認を得る。
- （2）譲渡希望者は、学科長又は専攻長又はセンター長等の承認を受けた図書について、館長へ図書譲渡申請書（別紙第1号様式）により申請する。

- (3) 館長は、前項により申請のあった図書について、あらかじめ譲渡先に譲り受けの可否を照会し、同意が得られない場合は、譲渡対象から除外し、その結果を譲渡希望者に通知する。
- (4) 館長は、前項により同意が得られた図書のリストを図書館ホームページにおいて、2週間の学内公示を行うものとし、譲渡について異議のある者は、公示期間内に館長に書面で申し出るものとする。
- (5) 公示期間終了後、図書館委員会において、譲渡の可否及び有償・無償の別について審議する。
- (6) 審議により有償譲渡とされたときは、譲渡希望者は譲渡先より同意書を得るものとする。
- (7) 図書館委員会の審議と有償譲渡の同意の結果を受け館長が譲渡及び除籍を決定する。
- (8) 館長は、譲渡図書引渡通知書(別紙第2号様式)とともに、図書を譲渡先へ送付する。
- (9) 館長は、譲渡先より譲渡図書受領書(別紙第3号様式)の提出を求める。ただし、受領確認ができる内容であれば、様式は任意とすることができる。

附 則

この内規は、平成18年7月31日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

図書館長決裁欄	部局承認欄

## 図 書 譲 渡 申 請 書

申請日：平成 年 月 日  
決定日：平成 年 月 日

国立大学法人愛媛大学  
図書館長

殿

申請者

印

下記の図書について譲渡をしたいので申請します。

### 記

書名	数量	取得価額	取得年月日	登録番号	備考

譲渡の相手方

譲渡理由

譲渡に際しての条件

上記のとおり譲渡を決定する。譲渡予定日は平成 年 月 日 とする。

# 返 還 願

平成 年 月 日

愛媛大学図書館長

殿

部 局 名

職 名

氏 名

印

科学研究費補助金にて購入した下記図書備品等を、返還願いたいのでよろしくお願い致します。

## 1. 返還対象図書等

図書

品 名

取得年月日

金 額

研究種目

} 別紙のとおり

視聴覚資料

品 名

取得年月日

金 額

研究種目

} 別紙のとおり

## 2. 返還理由

他機関への異動後も研究を継続するため

異 動 先

異動予定年月日

## 3. 図書備品等の移動予定年月日

平成 年 月 日

(別紙第3号様式)

## 譲渡図書受領書

平成 年 月 日

国立大学法人愛媛大学  
図書館長

殿

国立大学法人 大学

印

下記の図書について確かに受領いたしました。

記

書名	数量	備考